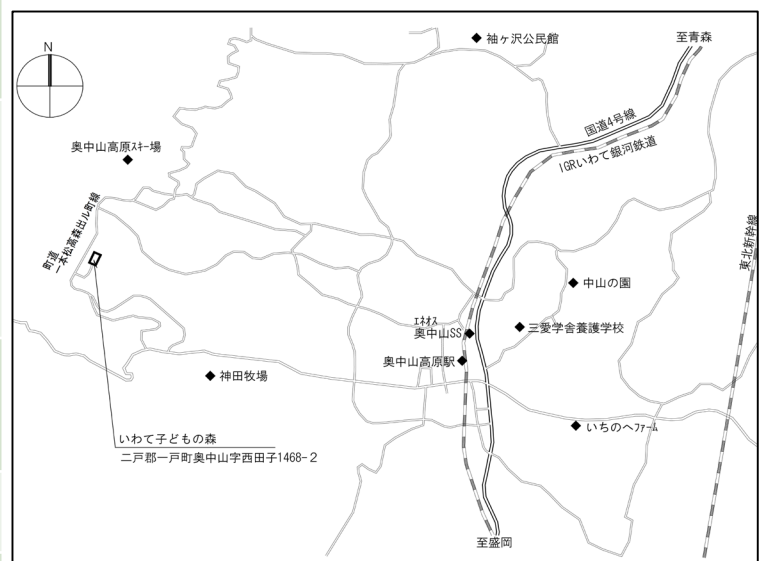


岩手県立児童館「いわて子どもの森」

【設置目的】児童に健全な遊びを提供して、その健康を増進し、情操を豊かにすることにより、次代を担う児童の健全な育成を図るため

施設概要

所在地	岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子
開設年月日	平成15年5月5日
児童館の区分	大型児童館A型（児童厚生員2人以上の配置）
敷地面積等	敷地面積：309,457㎡ 建物面積：4,174.76㎡ 延べ床面積：6,861.32㎡
建物構造	① 管理研修棟（2,837㎡） 鉄筋コンクリート地上4階地下1階 ② 遊び創作塔（2,959㎡） 鉄筋コンクリート地上3階地下1階 ③ 宿泊棟（517㎡） 木造平屋
施設構成	① 管理研修棟（研修室、会議室、レストラン、売店、事務室ほか） ② 遊び創作棟（冒険の塔、多目的ホール、スヌーズレンルームほか） ③ 宿泊棟（和室4室（6人定員）、洋室4室（8人定員）） ④ 屋外体験施設（キャンプ場、みずの広場、ウッドデッキ、雲見の丘）
利用時間	① 宿泊室：到着日の午後4時から出発日の午前10時まで ② 宿泊室以外：午前9時から午後17時まで
休館日	毎週火曜日及び12月29日から1月1日まで
その他	・ 指定管理者制度により運営。運営費は指定管理料で県が負担。 ・ 修繕については、小規模修繕は指定管理者が、それ以外は県が実施。



コンセプト

おとなもこどもも のんびり ゆっくり ぽけーっとしようよ」をテーマに、子ども自身が遊び体験を通して、見て、聞いて、触れて、感じるなかで、驚きや発見、多彩な出会いをはぐくむ体験型の児童館

いわて子どもの森が目指すもの

- (1) 子どもの遊びの支援にあたって、子ども自身の主体性、自発性を何よりも大切と考え、子どもたちが五感を駆使して、体いっぱい感じて、多様な遊びや体験に取り組み、「楽しさ」「感動」「発見」に出会えることを目指す。
- (2) 児童健全育成の活動が、県内各地域で積極的に行われるよう、児童健全育成に携わる職員の研修会の開催、移動児童館の実施、東日本大震災をはじめとする自然災害の被災地における子どもたちの遊びの支援などを行う。

いわて子どもの森の取組

- (1) 定期ワークショップの開催
自然、ものづくり、音、食など様々なテーマに沿ったワークショップを企画・実施
- (2) スヌーズレンの部屋
障がいのある方も楽しめるように、視覚、聴覚、触覚、嗅覚などへの刺激を感じ取り、それを楽しみ、くつろいでもらう
- (3) 移動児童館
県内の児童館や放課後児童クラブ、保育所等に出向き子ども達に遊びを提供
- (4) 研修会の実施
放課後児童クラブ等の職員を対象とした研修会を、実践・講義形式により実施するとともに、ボランティア向けの養成研修も実施

主な業務内容

・施設の運営

（受付、利用促進、管理運営委員会の設置・運営 等）

・施設等の管理

（維持修繕、警備、清掃 等）

・施設で実施する主催事業

（遊びプログラム、 移動児童館、児童健全育成にかかる指導者ネットワークづくり、遊びの情報収集及び情報提供 等）

・その他

（広報、権利計画書・事業報告書の作成、職員研修 等）

来館者数（単位：人）

区分	R2	R3	R4	R5	R6
第1四半期	1,022	28,022	42,610	47,624	49,847
第2四半期	20,507	34,746	54,280	61,852	63,757
第3四半期	9,002	25,808	24,720	25,242	25,693
第4四半期	8,295	13,697	21,740	26,927	25,487
年間計	38,826	102,273	143,350	161,645	164,784

宿泊者数（単位：人）

区分	R2	R3	R4	R5	R6
まんてんハウス	846	1,105	1,614	2,045	2,348
キャンプサイト	401	359	272	536	386
年間計	1,247	1,464	1,886	2,581	2,581

指定管理料（単位：千円）

区分	R2	R3	R4	R5	R6
指定管理料	192,587	192,789	192,505	191,506	191,289

管理経費（単位：千円）

区分	R2	R3	R4	R5	R6
合計	187,132	191,877	192,505	200,848	207,849
内訳	人件費	58,544	63,897	59,650	62,719
	委託費	70,845	72,928	74,521	77,193
	その他	57,743	55,052	58,334	60,936

冒険の塔「のっぴい」



みずの広場



絵本のへや「ヨムヨム」



ひみつの森



主な設備の紹介

冒険の塔「のっぴい」



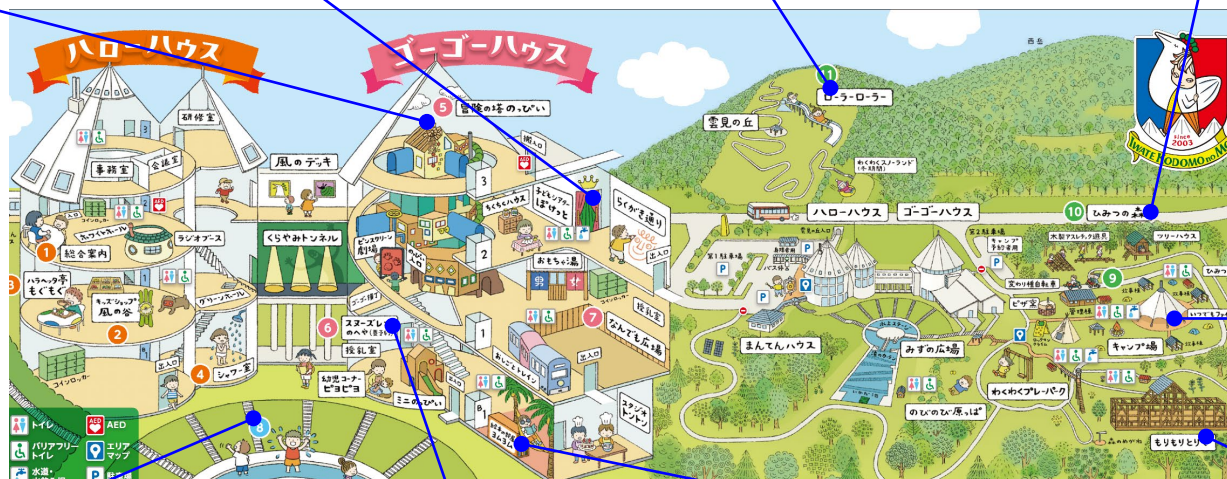
子どもシアター「ぼけっと」



ローラーローラー



ひみつの森



みずの広場



スヌーズレンの部屋



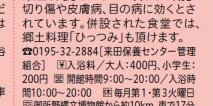
絵本のへや「ヨムヨム」



もりもりとりで



いちのへぐると
ドライブMAP



新鮮な野菜に加え、北館菓子舗の「くるもなかな」やハチマシなど、お土産にぴったりの商品がズリと並びます。

☎0195-32-3433 園10:00～19:00
年毎のち
図 御所野苑博物館から約2.5km、車で5分

旬の野菜・山菜はもちろん、花苗や野菜苗も店頭に並びます。水・土曜日入荷予定の松田の「せ豆」も人気です。

☎0195-35-3140 園 9:00～13:00(5月～10月の土日は9:00～16:00) 国 〇お盆期間、11月(土日以外)、12月～4月(土以外)

旬の野菜・山菜はもちろん、花苗や野菜
苗も店頭に並びます。水土日入荷予定の
松田の「よせ豆腐」も人気です。
☎0195-35-3140 園 9:00~13:00(5月
~10月の土日は9:00~16:00) 園お盆期
間、11月(土日以外)、12月~4月(土以外)
農産物直売所より一歩お高めのお値段。車で8分

関係法令

児童福祉法
(昭和22年法律第164号)

(児童厚生施設)
第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
(昭和23年厚生省令第63号)

(設備の基準)
第37条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。
一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。
(職員)
第38条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。
2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
二 保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者
三 社会福祉士の資格を有する者
四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
五 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者
六 次のいずれかに該当する者であって、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあっては、都道府県知事)が適当と認めたもの
イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)
第39条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もつて地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。
(保護者との連絡)
第40条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。